

[資料2]

第79回国民スポーツ大会(わたSHIGA輝く国スポ)における 監督の配置および資格について

◇ブロック大会の参加状況を受けて、全日本アーチェリー連盟は8月27日(水)に監督配分会議を行う。

- 1 監督の配置数は以下のとおりとする。
- (1) 監督は総数52名以内(1都道府県2名以内)とし、調整を行う。
- (2) 監督配置数の調整方法
- ① 参加都道府県に必ず各1名を配置する。
- ② 上記①により配分した人数を52名から差し引いて得られた人数を、次のアからカの順でそれぞれに該当する都道府県に対し、各1名を上限に配置する。(1都道府県2名以内)
- ア 少年男子・少年女子・成年男子・成年女子の全種別に参加する都道府県
- イ 少年男子と少年女子の両種別と成年男子と成年女子のいずれかに参加する都道府県
- ウ 少年男子と少年女子のいずれかと成年男子と成年女子の両種別に参加する都道府県
- エ 成年男子と成年女子のいずれにも参加せず、少年男子と少年女子の両種別に参加する都道府県
- オ 少年男子と少年女子のいずれかと成年男子と成年女子のいずれかに参加する都道府県
- カ 少年男子と少年女子のいずれにも参加せず、成年男子と成年女子の両種別に参加する都道府県
- ※[監督配置一覧表]を参照。
- 2 監督の資格について
- 総則5に定めるもののほか、次による。
- (1) 本年度の全日本アーチェリー連盟に会員登録済みの者。
- (2) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく資格を有する者。
- 公認アーチェリーコーチ1、公認アーチェリーコーチ2、公認アーチェリーコーチ3、公認アーチェリーコーチ4のいずれかの資格。(2019年4月から呼称変更)
- 公認スポーツ指導者資格を有する者とは、「大会参加者(都道府県予選会から本大会終了時まで)に公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』(資格が認定されている状態)である者」をいう。
- ※ 2025年4月1日時点で公認スポーツ指導者資格を有し、かつ有効期限が2026年3月31日以降であること。
- (3) 公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取り扱いについて
- 公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合、選手のための参加はできない
- (4) 参加可否一覧

【第78回本大会】

資格状況(大会参加時)		資格有効期限	参加可否
資格者	有 効	2026年 3月31日以降	○
		2025年 9月30日	○ ※ ×
	登 録 保 留		×
	資 格 停 止		×
2025年 10月 1日付認定予定者			×
※2025年10月1日付更新登録手続きを行える者は参加が可能。 (所定の期限までに更新手続きを行わなかった場合は、参加不可)			

- (5) 特別な事情にて監督を交代(変更)する場合は、参加選手の棄権手続(変更手続)と同様の扱いとなる。

3 連絡事項

(1) 公認スポーツ指導員(アーチェリーコーチ)資格の確認

ブロック大会・本大会とも、用具検査時に公認スポーツ指導員(アーチェリーコーチ)資格の確認をする。

(2) 帯同コーチについて

監督を補助する目的で帯同コーチを認める。ただし、国スポ正式参加者とはならないので、大会プログラム等には氏名は記載されない。なお、帯同コーチを希望する場合は、「帯同コーチ申請書」(国スポ第2号様式)を9月6日(金)までに全日本アーチェリー連盟事務局に申請すること。帯同コーチIDカードは愛荘町実行委員会が発行する。

(3) 「表彰状に記載する監督名報告書」について

帯同コーチを配置する都道府県は、「監督名報告書」を9月3日(水)までに愛荘町実行委員会に報告すること。

※ 表彰状には必ず監督名を記載する。帯同コーチ名あるいは無記名は認めない。

〔監督配置一覧表〕

	種 別				監 督 配 分							監督数	帯 同 コーチ数
						ア	イ	ウ	エ	オ	カ		
	成年 男子	成年 女子	少年 男子	少年 女子	参加に 1名	成年 少年 全種別	少年 男女2 成年 男女1	少年 男女1 成年 男女2	少年 男女2 成年 男女0	少年 男女1 成年 男女1	少年 男女0 成年 男女2	最大 2名	
ブ ロ ッ ク 予 選 結 果 ○ 通 過	○	○	○	○	1	1						2	不 足 す る 種 別 へ
		○	○	○	1		1					2	
	○		○	○	1		1					2	
	○	○		○	1			1				2	
	○	○	○		1			1				2	
			○	○	1				1			2	
	○			○	1					1		2	
		○	○		1					1		2	
	○		○		1					1		2	
		○		○	1					1		2	
	○	○			1						1	2	
	○				1							1	
		○			1							1	
			○		1							1	
				○	1							1	